

2022 年度

春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助事業のご案内

1 対象となる方

- ・2022 年度内に自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に補助対象機器を設置する者（個人）
- ・2022 年度内に自ら居住するため、市内の補助対象機器付き建売住宅を購入する者（個人）

2 補助対象機器及び補助金額

いずれも未使用のものに限ります。中古品やリース契約の場合は対象となりません。対象機器の要件については3ページでご確認ください。

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム ※ ¹	1 kw あたり 20,000 円（上限 8 万円）
燃料電池システム	1 台につき 50,000 円
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	1 台につき 10,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム	1 台につき 60,000 円
窓断熱改修 ※ ²	補助対象経費の 4 分の 1（上限 6 万円）
電気自動車等充給電設備（V2H）	1 台につき 50,000 円

※¹太陽光発電システムの補助要件として同一年度内に『HEMS・蓄電システムの設置』、『HEMS の設置・窓断熱改修』、又は『HEMS・V2H の設置』が必須となります。

※²窓断熱改修は新築及び増改築にあわせて行うものは補助対象外となります。

3 期間

2022 年 4 月 1 日（金） から 2023 年 3 月 15 日（水） まで（予算の範囲内で先着順）

4 手続

手続きの流れや提出書類については4ページでご確認ください。

- ・補助対象機器の設置前に・・・「補助金交付仮申請書」を提出してください。
- ・補助対象機器の設置後に・・・「補助金交付申請兼事業実績報告書」及び添付書類を提出してください（設置完了後すみやかに（60日を目安）、最終期限：2023年3月15日（水）必着）。

※申請書等の様式は、市ホームページから入手することができます。

※補助金の一部は愛知県からの補助が含まれています。

<問い合わせ・申し込み先>

春日井市 環境部 環境政策課 環境推進担当

【住 所】 〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44

【電 話】 (0568) 85-6216 【E-mail】 kansei@city.kasugai.lg.jp

【市ホームページ】 <https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/keihatsu/1012787.html>

1 補助対象機器の特徴

1 太陽光発電システム

(1) 環境負荷の少ない発電

このシステムは発電過程において二酸化炭素、窒素酸化物などの排出物を全く出さないクリーンなエネルギーシステムであり、地球温暖化対策に貢献します。

(2) エネルギー源が無尽蔵

太陽は、快晴時約1kW/m²のエネルギーを地上に降り注ぎ、1時間に降り注ぐエネルギーは人類が1年間で消費する全エネルギーに匹敵すると言われています。将来、枯渇すると言われている化石燃料の代替エネルギーとして期待されています。



(出典：一般財団法人 新エネルギー財団)

2 燃料電池システム (エネファーム)

エネルギーを有効に利用できる発電

このシステムは、家で使う電気とお湯を一緒につくりだします。普段使っている電気は、大規模発電所でつくられ、それぞれの家庭に運ばれるため、発電の際に発生する熱の多くは有効に利用できず、電力の一部は送電ロスで失われてしまいます。これに対し、各家庭でエネルギーをつくるこのシステムなら、エネルギーをつくる場所と使う場所が一緒のため、エネルギーを有効に利用することができます。

都市ガスやLPガスから水素を取り出して、空気中の酸素と反応させて発電する仕組みで、反応させた際にできる熱により給湯もできるシステムです。



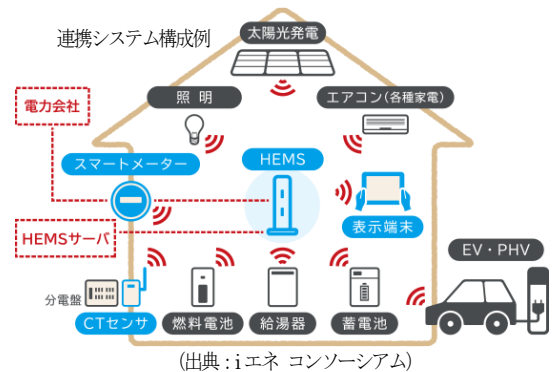
(出典：一般社団法人 燃料電池普及促進協会)

3 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)

エネルギーの見える化と効率的な利用

このシステムは、家庭の電力使用量を見える化するとともに、照明やエアコンなどの制御を行うことでエネルギーの最適利用を図るシステムです。

また、太陽光発電システム、燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システムなどと併設する場合は、電気の供給方法の最適化を図ることができるシステムです。

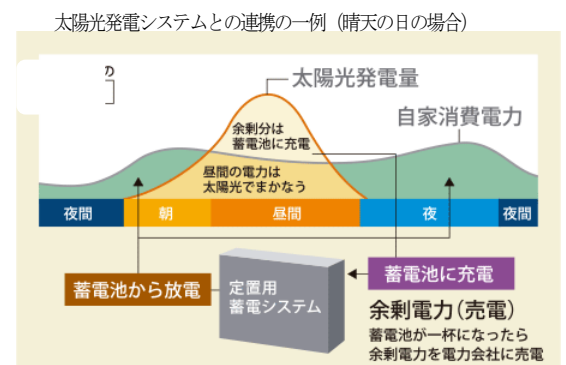


(出典：iエネ コンソーシアム)

4 定置用リチウムイオン蓄電システム

エネルギーの有効利用

太陽光発電システム等で発電した電力の余剰分を蓄電することにより、夜間の購入電力を削減し、CO₂の排出量を減らすことができるシステムです。また、蓄電することにより、天候等に左右されず、必要なときに必要な電気を安定して使用することが可能となり、再生可能エネルギーを有効利用することができるシステムです。さらに、災害時には非常用の電源として活用することができます。



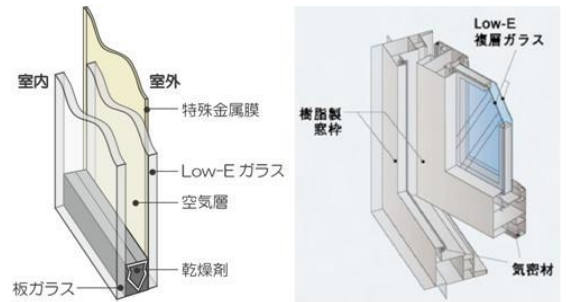
(監修：一般社団法人 電池工業会) (出典：省エネ家電deスマートライフHP)

5 窓断熱改修

快適かつ省エネを実現

部屋の気密性、断熱性能を高めることにより、季節による温度の変化を軽減し、快適に生活することができます。

また、エアコン等の冷暖房を効率的に使用することが可能となり、エネルギーを有効利用することができる機器です。



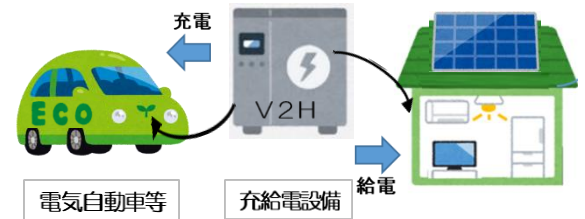
(出典：環境省)

6 電気自動車等充給電設備 (V2H)

エネルギーの有効利用と災害時の強い味方

電気自動車 (V2H) やプラグインハイブリッド自動車 (PHV) への充電、EVやPHVから住宅への給電ができます。

V2Hの給電機能は災害などによる停電時に、EVやPHVの蓄電池を非常用電源として活用し、エネルギーを安定的に確保できます。



周辺環境への配慮について

住宅用地球温暖化対策機器等が、低周波音を含む騒音や振動の発生源となり、周辺の生活環境を損なう場合があります。これらの機器を設置する場合は、販売業者や設置業者等とよく相談のうえ、周辺の住宅等への影響を未然に防止するように、十分に配慮しなければなりません。

■春日井市生活環境の保全に関する条例 (抜粋)

(騒音又は振動による生活環境への配慮)

第8条 市民は、音響機器、家庭用工作機器又は自動車の使用その他の日常生活に伴って発生する騒音又は振動により周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。

住宅用地球温暖化対策機器等を設置する場合は、下記に記載する「低周波に関する情報」や資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」を参考に、設置してください。

■低周波に関する情報

春日井市 HP <https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/kankyo/1002777/1002779.html>

■「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」(資源エネルギー庁作成)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf

2 対象機器の要件

【全機器共通要件】 <ul style="list-style-type: none">・未使用のものに限ります。リース契約の場合は対象となりません。・対象機器に対する補助金の交付は、機器の種類ごとに、1世帯につき1回限りとなります。	
1 太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none">・設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるものであること（全量売電は対象外となります）。・同一年度内に『HEMS・蓄電システムの設置』、『HEMSの設置・窓断熱改修』、または『HEMS・V2Hの設置』が必須となります（太陽光発電システムのみに対する補助はありません）。・設置済みの太陽光発電システムを申請することはできません。
2 燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。
3 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となるものであること。
4 定置用リチウムイオン蓄電システム	国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。
5 窓断熱改修	<ul style="list-style-type: none">・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等をいう。）の外気に接する全ての窓の改修を必須とし、その他の居室又は廊下、玄関その他の非居室の外気に接する窓の改修も含む。・内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う窓断熱改修工事であること。・従来設備の改修であり、新築又は増改築にあわせたものでないこと。・改修後の熱貫流率が4.65W/m²・K以下になること。
6 電気自動車等充給電設備（V2H）	<ul style="list-style-type: none">・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。・国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。・未使用品であること。

※2～4、6の機器について、補助対象機器に該当するかを、市ホームページ
(<https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/keihatsu/1012787.html>) で確認することができます。

3 補助金交付手続きの流れ

1 工事着手前 (既存住宅・新築住宅では対象機器工事着手前、建売住宅では引渡し前まで)

提出書類・・・次の書類を提出してください(郵送、メール可)

- 補助金交付仮申請書(第1号様式) ※仮申請書受付後に受付書を発行します。

2 設置工事完了後

(設置完了日後すみやかに(60日を目安)、最終期限:2023年3月15日(水)必着)

提出書類・・・次の書類を提出してください(持参のみ)

- 補助金交付申請兼事業実績報告書(第2号様式)
 設置事業概要書(第3号様式)
 次の添付書類(申請する機器によって添付書類が異なりますのでご注意ください)

書類名	備考
① 契約書の写し	注文書及び請負書による場合は、その両方
② 見積書・内訳書の写し (①に含まれる場合は不要です)	対象機器の補助対象経費が分かるもの また、窓断熱改修の規格(品名番号等)が記載されたもの
③ 領収書の写し	対象機器の設置に要した費用が分かるもの
④ 「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し	太陽光発電システムのみ提出
⑤ 太陽電池モジュールの配置図	太陽光発電システムのみ提出
⑤ 対象機器の保証書の写し	燃料電池システム、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備は提出(保証開始日が記載されているもの)
⑦ 工事に使用したガラス、サッシの性能を証するカタログ等の書類	窓断熱改修のみ提出
⑧ 対象機器を設置した建物の全景写真	全ての対象機器について提出
⑨ 対象機器ごとに次の写真	
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの設置状態が確認できる写真
燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット本体の写真及び燃料電池ユニットに添付されている銘板の写真(定格出力が確認できるもの)
家庭用エネルギー管理システム	本体及び型番の写真及びモニター装置でシステムが起動していることが確認できる写真
定置用リチウムイオン蓄電システム	本体の写真及び添付されている銘板の写真(製造番号が確認できるもの)
窓断熱改修	工事の着手前及び設置後の状況が確認できる写真
電気自動車等充給電設備	本体の写真及び添付されている銘板の写真(型式が確認できるもの)
⑩ 住民票の写し	対象機器を設置した住宅が現住所となっているもので、マイナンバーの記載が無く、発行日が交付申請書の申請日から3か月以内のもの
⑪ 住宅所有者の住宅用地球温暖化対策機器設置に関する承諾書(第4号様式)	自己の所有しない住宅等に補助対象機器を設置するときに提出

3 補助金の交付決定

審査完了後、市から交付決定通知書が交付されます(2の提出から およそ1か月)。

4 請求書の提出

3受領後、市へ請求書を提出してください(2にあわせて提出することもできます)。

5 補助金交付

ご指定の口座にお振込みします(4の提出から およそ1か月)。